

報告手続とよくある間違い

はじめに

よくある間違い①
(建築物の概要)

よくある間違い②
(建築物の概要、調査等)

修正方法

1 報告手続について

石綿事前調査結果報告システム（gBizID）で記載事項に不備などがある場合、報告手続を履行したことになりません（行政手続法 § 37）。手続の不履行には罰則（大気汚染防止法 § 35④）が適用されることがありますので、ご注意ください。

不備がある場合又は手続上の明らかな誤りがある、若しくは誤りが疑われる場合は、本市から連絡することがあります。本市に到達する報告でよくある間違いを記載していますので、手続のご参考にしてください。

2 チェックリスト

LIST

原則全て入力必須です



元方（元請）事業者情報



- 名称
- 住所
- 代表者氏名

工事発注者情報



- 名称
- 住所
- 代表者氏名

工事現場情報



- 現場住所
- 工事名称
- 工事概要

建築物の概要



- 設置年月日
- 構造・工作物
- 請負代金等

調査、分析を実施した者



- 資格者の情報
- 分析者の情報

調査の結果及び措置の内容



- 石綿の有無
- 判断根拠

はじめに

よくある間違い①

よくある間違い②

修正方法

報告手順とよくある間違い

はじめに

よくある間違い①
(建築物の概要)

よくある間違い②
(建築物の概要、調査等)

修正方法

3 「建築物の概要」でよくある間違い

- 「建築物又は工作物の新築工事の着工日」が作業対象物の設置の工事に着手した年月日と異なる

×：「建築物又は工作物の新築工事の着工日」＝報告する工事の着手日

○：「建築物又は工作物の新築工事の着工日」＝作業対象物の設置の工事に着手した年月日

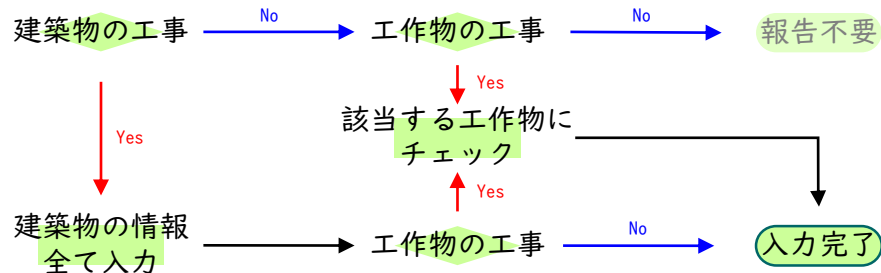
※報告する工事の着手日ではありません。

ex. 令和6年4月1日から解体工事を行う場合、「建築物又は工作物の新築工事の着工日」は令和6年3月31日以前になります。

- 入力漏れが多い項目(その1) … 建築物又は工作物の情報

次のフローにより、入力してください。

※大気汚染防止法施行規則 § 16の5①イからホの場合は、入力不要です。



- 入力漏れが多い項目(その2) … 「石綿に関する作業開始時期」

「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」のページで石綿“有”とした場合、入力が必須です。

※大気汚染防止法施行規則 § 16の5①イからホの場合は、入力不要です。

- 入力漏れが多い項目(その3) … 「分析による調査を行った箇所」

分析調査を行った場合は、入力必須です。

※大気汚染防止法施行規則 § 16の5①イからホの場合は、入力不要です。

はじめに

よくある間違い①

よくある間違い②

修正方法

報告手順とよくある間違い

はじめに

よくある間違い①
(建築物の概要)

よくある間違い②
(建築物の概要、調査等)

修正方法

よくある間違い①

よくある間違い②
修正方法

4 「元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者」でよくある間違い

- 「事前調査を実施した者」の入力漏れ・登録講習機関の名称が違う

令和5年10月1日以降に着手する建築物の工事は、有資格者による調査が必要です。

次のパターンで入力漏れや誤りがあります。

※大気汚染防止法施行規則 § 16の5① [イからホ](#) の場合は、入力不要です。

パターン1 : 建築物の情報の入力があるが、有資格者に関する全ての情報の入力がない

パターン2 : 有資格者に関する全ての情報に入力があるが、登録講習機関の名称に誤りがある
⇒ [登録講習機関の一覧へ](#) (石綿総合情報ポータルサイト)

- 「分析調査を実施した者」の入力漏れ

分析調査を行った場合は、入力必須です。

※大気汚染防止法施行規則 § 16の5① [イからホ](#) の場合は、入力不要です。

5 「事前調査の結果及び予定する石綿の除去などに係る措置の内容」のページでよくある間違い

- 「材料種類ごとの石綿含有の有無と措置」が全て空欄

いずれかの材料にチェックが必要です。

報告する工事で、例示された材料の取扱いがない場合は、「その他の材料」に入力してください。

※大気汚染防止法施行規則 § 16の5① [イからホ](#) の場合は、入力不要です。

報告手続 と よくある間違い

はじめに

よくある間違い①
(建築物の概要)

よくある間違い②
(建築物の概要、調査等)

修正方法

6 修正方法

はじめに
よくある間違い①
よくある間違い②

内容の修正



修正したい箇所を修正



変更申請



「変更申請」ボタンをクリック

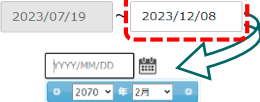


工期が終わっていて修正できない…

次の手順で修正してください。



01



変更申請(1回目)
(工期終了を一旦今日以降に)
※修正が可能になります



02



工期終了を元に戻すのを忘れなく



変更申請(2回目)
(修正したい部分を修正)

<FAQ>

<システム操作>

- フォームによるお問い合わせ
ログイン後、メニュー「お問い合わせ」から
- 電話によるお問い合わせ
電話番号：050-2018-0061
受付時間：9:00～12:00
13:00～17:00（土日祝除く）

修正方法